

関係書類一覧表

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届（緑色の用紙）に係る関係書類について、**6月から8月末までのいずれかの時点**のあなたの状況がわかるものが必要です。下記の表を参考にして提出してください。不明な場合は、こども政策課までお問い合わせください。

一部支給適用除外事由		提出書類
(1)	就業 している	会社員等 1～3のうちいずれかの書類
		自営業 1・2のうちいずれかの書類
(2)	求職活動 している	求職活動等申告書（様式5）※全員提出が必要です。 申告書の該当する番号によって、下記書類を併せて提出してください。
		1. 母子・父子自立支援プログラムの利用
		2. 母子家庭等就業・自立支援センターを利用 3. 公共職業安定所を利用 4. 民間職業紹介所を利用 5. 労働者派遣会社を利用
	6. 採用選考を受けた	
	職業訓練校、専修学校、 その他養成機関に在学している	
(3)	本人に 障害がある	1～4のうちいずれかの書類
(4)	本人が 病気療養中 である	1～4のうちいずれかの書類
(5)	児童・親族 の介護	1、2両方の書類
		1. 児童・親族の病状がわかる書類 下記①～⑦のうちいずれかの書類 ①身体障害者手帳1級、2級、3級の写し ※ ②療育手帳（A）の写し ※ ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し ※ ④特定疾患医療受給者証の写し ⑤特定医療費（指定難病）受給者証の写し ⑥特定疾病療養受療証の写し ⑦医師の診断書（様式8） 2. 介護が必要な状況のわかる書類 介護状況申立書（民生委員の証明が必要）

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しについて、以前に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。